

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人が平成30年10月12日に提起した、処分庁（磐田市長）による平成30年度滞納処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）のうち、本件滞納処分の取消しを求める部分については、棄却することが相当である。

また、審理員の選任の公平性に対する不服の審査請求については、却下するのが相当である。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、おおむね次のとおり主張し、本件処分が不当であるとして、本件処分の取消しを求めている。

- (1) 処分庁が採用している書面の送付方法について、特定記録ではなく、簡易書留を採用すべきである。
- (2) 本件処分時の担当者は、従前審査請求人が知らない新任であり、面談をしておらず、告知と聴聞がなされないまま本件処分が行われた。これは、行政裁量の乱用である。
- (3) 審査請求人は、平成30年8月15日に、処分庁である磐田市役所収納課債権回収対策グループに赴き、課長等と話をしたが、その際、審査請求人を卑下するような発言があった。刑法（明治40年法律第45号）第233条の信用棄損及び業務妨害に該当する。
- (4) 本件処分によって、登記に「差押」情報が載ることで、不動産の価値が下がり、不動産の売買が行えなくなることにより、信用を侵害されている。
- (5) 処分庁は、平成18年3月14日、偽造された委任状により、名寄帳を出した事実がある。
- (6) 選任された審理員は、第三者への任命ではないため、公平性を欠いている。

2 処分庁の主張

処分庁は、次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

(1) 本件処分の手続について

本件処分は、市県民税及び固定資産税の滞納に伴う、滞納処分である。

地方税法（昭和25年法律第226号）第331条第1項第1号は市町村民税に係る滞納者について、同法第373条第1項第1号は固定資産税に係る滞納者について、それぞれ督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る地方団体の徴収金を完納しない

ときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税及び固定資産税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならない旨を規定している。

また、市県民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については同法第331条第6項において、固定資産税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については同法第373条第7項において、それぞれ国税徴収法（昭和34年法律第147号）に規定する滞納処分の例により行う旨が規定されている。

本件処分は、審査請求人が各種滞納を行ったことに起因し、各種滞納に応じた法律上の規定を根拠として、法律上要請されている適切な手続を経て行ったものであり、違法不当なものではない。

(2) 審査請求人の主張内容に関して

① 前述の1-(2)・1-(4)の記述に関して

本件処分は、審査請求人が各種滞納を行ったことに起因し、各種滞納に応じた法律上の規定を根拠として、法律上要請されている適切な手続を経て行ったものであり、違法不当なものではない。

② 前述の1-(3)の記述に関して

刑事処分に係る訴えは、本件処分の審査請求の対象外であり、本件処分の違法性とは無関係である。

第3 審理員意見書の要旨

1 意見

本件審査請求を棄却するのが相当である。

2 理由

(1) 本件処分の違法性について

① 本件処分は、審査請求人が、平成30年7月12日時点において、市県民税及び固定資産税並びに当該滞納に伴い生じた延滞金を滞納していたため、行われたものである。

審査請求人が納めるべき当該市県民税及び固定資産税が、納期までに納められておらず、処分庁は督促状を送付したが、いずれも完納されなかった。それぞれの滞納についての督促状を送付した日付は、差押書の「滞納額明細書」の「納期限督促発送日」に記載のとおりである。

そのため、地方税法第371条及び同法第373条の規定に基づき、滞納者の財産に対し、7月12日に差押えを行っている。

したがって、本件処分は、審査請求人が督促状を発した日から10日を経過した日までにその督促に係る地方団体の徴収金を完納しなかったため、法令の規定及びその解釈に従い適正になされたものであり、何ら違法又は不当な点は存在しない。

② 審査請求人は、担当者が交代した際の面談がなかったこと、告知や聴取

という手続がなかったことなどを理由として、本件処分が違法である旨を指摘するが、滞納状態であることや、完納がなされない場合には差押え等の滞納処分がなされることについては、いずれも督促状に記載してある。

- ③ 審査請求人は、督促状を受け取っていること自体は争っていないため、遅くとも平成30年7月1日には、審査請求人自身の滞納状況及び督促を受けている状態であることは認識していたものと認められる。
- ④ 審査請求人は、平成30年8月15日に起こった処分庁の職員との会話内容についても指摘するが、本件処分が行われた日（平成30年7月12日）以後に生じた出来事は、本件処分の効力に影響を及ぼすことはない。え、職員との会話のやりとりが、滞納者に対する差押処分の効力に影響を及ぼすことはない。え、これも違法性を指摘する理由にならない。
- ⑤ 本件処分がなされた後、新たに判明した事実により行政処分を取り消す手続はあるが、7月12日以後に、そのような事実は、判明していない。
- ⑥ その他、審査請求人は、差押書の送達方法、偽造された委任状による名寄帳の発行及び審理員の公平性の危惧を指摘するが、これらは、いずれも本件処分の違法性の判断にあたって検討する事項ではないため、事実認定及びその審理を検討する必要はない。

- (2) 上記以外の違法性又は不当性の検討について
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

審査会による調査審議の経過は、次のとおりである。

①	平成31年 4月16日	磐田市長からの諮問
②	平成31年 4月17日	書面による審議（第1回審査会）
③	令和 元年 6月10日	書面による審議（第2回審査会）

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき適正に行われたものと認められる。

2 本件処分の違法性及び不当性について

(1) 本件処分の違法性について

本件処分は、平成30年7月12日時点において、市県民税及び固定資産税並びに当該滞納に伴い生じた延滞金を滞納していたため、行われたものである。

弁明書に添付された滞納金額明細書によると、いずれの期別に係るものも督促状を発送した日から10日を経過した日までにその督促に係る地方団体の徴収金を完納しておらず、地方税法第371条及び同法第373条に規定す

る差押えの要件に適合すると認められることから、本件処分に違法性は認められない。

(2) 本件処分の不当性について

① 第2の1(1)について

処分庁が採用している書面の送付方法について、地方税法第20条第4項の規定により、必ずしも簡易書留郵便である必要はなく、通常の手配による郵便をもって発送すれば足り、通常到達すべきであった時に送達があったものと推定される。したがって、この点につき手続きの瑕疵は認められないと判断する。

よって、送付方法について、不当性は認められない。

② 第2の1(2)について

差押えについて事前に告知することは、その目的の達成を不可能にするおそれがあることから、処分庁が差押えについて審査請求人に告知しなかったことについて、特段の問題はないと判断すべきである。

また、市県民税及び固定資産税についての滞納処分は、国税徴収法に規定する滞納処分の例によるとされているところ、国税徴収法第54条は、滞納者の債権を差し押さえたときは、差押調書を作成し、その謄本を滞納者に交付しなければならない旨を規定しているものの、事前にそれを滞納者に告知しなければならない旨の規定はない。

次に、聴聞を行う必要性の有無を検討するに、徴税吏員が行う処分については、行政手続法（平成5年法律第88号）第3条第1項第6号の規定により聴聞手続等の適用除外とされているため、聴聞を行う必要がないことは明らかである。

よって、処分庁が本件処分について告知と聴聞をしなかったことに不当性は認められない。

③ 第2の1(3)について

審査請求人は、平成30年8月15日に起こった処分庁の職員との会話内容についても指摘するが、本件処分が行われた日（平成30年7月12日）以後に生じた出来事は、本件処分の効力に影響を及ぼすことはないので、不当性を指摘する理由にならない。

④ 第2の1(4)について

本件処分については、第5の2(1)のとおり違法性は認められず、法令の規定及びその解釈に従い、適正になされたものであるから、仮に、審査請求人が主張する「信用」が毀損され、それが本件処分に起因しているとしても、不当性は認められない。

⑤ 第2の1(5)について

本件処分とは無関係であり、不当性を指摘する理由にならない。

⑥ 第2の1(6)について

本件における審理員は、行政不服審査法第9条に基づき適法に選任されており、審査請求人のこの点に関する主張は、それ自体立法制度に係る不服と解される。これは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に関する不服の申立てについて定めた行政不服審査法の管轄外であるから、審査請求の対象とはならない。よって、この請求部分については請求を却下するのが相当である。

3 上記以外の違法性又は不当性の検討について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上から、本件処分について、違法性及び不当な点は認められず、本件審査請求には正当な理由がないものと認められ、また審理員の選任の公平性に対する不服の審査請求については行政不服審査法の管轄外であることから、第1のとおり判断する。

磐田市行政不服審査会

佐藤 和美（会長）

沼倉 昇

原田 緑

名波 公彦

安間 龍彦